

港湾局事業推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 港湾局が担当する工事等に係る業務を円滑に推進することを目的として「港湾局事業推進会議」(以下、「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 工事等の予算要求に関すること。
- (2) 工事等の執行に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(役割分担)

第3条 前条第1項に規定する、工事等の予算要求に関することは、整備計画課の所管とする。

2 前条第2項に規定する、工事等の執行に関することは、整備課及び設備課の所管とする。

(組織)

第4条 会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、整備計画課長をもって充てる。
- 3 副議長は、整備課長または設備課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 5 議長が必要と認めたときは、オブザーバーとして、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて、議長が招集する。

- 2 議長は、会議の会務を総理する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議呼称、会議開催時期及び会議目的・内容)

第6条 会議の開催時期、開催時期ごとの会議の呼称及び会議の目的・内容は次表のとおりとする。

開催時期	呼称	目的・内容
6月頃	サマーコム	①市予算要求の調整 ^(※) ②工事等の執行の情報共有 (※) 委員等による合同現場 調査は必ず実施すること
12月頃	ウインターコム	①市予算内示の調整 ②工事等の執行の情報共有
3月頃	スプリングコム	①国予算要求の調整 ②工事等の執行の情報共有

2 前項に示す各コムには、出席可能な委員が全員出席し前項の表に示す目的における全体の説明・調整を行う「全体コム」、個別の事業に関係する委員のみ出席し前項の表に示す目的における個別の説明・調整を行う「個別コム」を設置する。なお、「個別コム」は、知識向上・情報共有等を希望する当該事業に関係していない委員の出席も可能とする。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、原則として、整備計画課に置く。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員

整備計画課長
整備課長
整備課担当課長
設備課長
港湾管理課長
港営課長
港営課担当課長
整備計画課全担当係長
整備課全担当係長
設備課全担当係長
庶務課経理係長
港湾管理課全担当係長
港営課全担当係長